

## ～ 大分県における最低到達水準 ～

格差是正を進めていくためには、賃金水準の底上げが不可欠であり、賃金引き上げ額・率以上に賃金水準の社会水準確保に重きを置いた要求の組み立てや交渉を行うことが必要である。そのために、連合リビングウェイジを基準とした「最低到達水準」を設定する。

この水準は、年齢・業種・雇用形態を問わず、すべての労働者が「現状の社会のしくみの中で経済的自立していくために必要な最低生計費の水準」であり、この水準をクリアすることをめざす。

時間額(所定内)※1	単身世帯／自動車なし	単身世帯／自動車あり
	最低生計費＋税・社保 月額	最低生計費＋税・社保 月額
1,050 円	173,000 円	222,000 円

※1 2022 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」所定内実労働時間数全国平均(165 時間)で除し、10 円未満は切り捨て(所定内実労働時間数＝総実労働時間数－超過労働時間数)

【解説】 労働基準法<sup>4</sup>およびその解釈<sup>5</sup>によると、労働条件は、労働者のみならず扶養親族を含めた標準家族が、人たるに値する生活を営むための必要を充たさなければならないとされ、その標準家族の範囲はその時その社会の一般通念によって理解されるべきとされている。

理解される標準家族の範囲として、親子2人世帯<sup>6</sup>とし、最低水準(ミニマム)を設定することから、母子家庭と父子家庭を比較し低額であった父子家庭を標準家族とする。さらに、扶養親族もいない単身労働者もいることから、単身世帯の水準も設定する。

また、人たるに値する生活を営むための必要なものとして、従来から設定している連合リビングウェイジを採用することとした。ただし、連合リビングウェイジ水準は「衣食住」や「税・社会保険料」などの費用が積算されているため、前提条件として、現状の社会(2013年6月調査)のしくみの中で経済的自立していくために必要な最低生計費の水準である。

#### <sup>4</sup> 労働基準法 第一条

労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない

#### <sup>5</sup> 労働基準法 通達(昭和22年9月13日発基第17号)

法第一条関係

(二) 労働者が人たるに値する生活を営むためには、その標準家族の生活をも含めて考へること。

労働基準法 通達(昭和22年11月27日基発第401号)

【問】労働者が人たるに値する生活を営むためには、その標準家族の生活をも含めて考へるとあるが、その「標準家族」とは扶養家族の何々を指称するか。

【答】法第一条は、労働条件に関する基本原則を明らかにしたものであって、標準家族の範囲はその時その社会の一般通念によって理解されるべきである。

<sup>6</sup> 4人世帯(夫婦+子2人)が標準として考えられるが、現状、共働き世帯が増加していることや1人子ども世帯が増加していること、最低生計費を設定することなどから、労働条件に含める扶養家族は子1人とし、親子2人世帯を標準家族とする。